

健康日本 21（第三次）の推進について（案）

1. 背景

- ・ 令和 6 年度から開始予定である健康日本 21（第三次）で設定された具体的な目標については、計画開始後 6 年（令和 11 年度）に中間評価を、計画開始後 10 年（令和 15 年度）に最終評価を行うこととしており、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価するとともに、その後の健康増進の取組に反映することとしている。
- ・ また、健康日本 21（第三次）では、「より実効性をもつ取組の推進（Implementation）」に重点を置くこととしており、目標達成のための具体的な方策（アクションプラン）を、取組を実践する自治体等の関係者や国民に示すこととしている。

2. 方針

- ・ 健康日本 21（第三次）の推進に関する検討のため、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「部会」という。）の下に、関係する分野の有識者や専門家による専門委員会を新たに設置し、部会と連携しながら作業を進める（別紙）。

3. 専門委員会での主な検討事項

- ・ 健康日本 21（第三次）に掲げる目標項目について、中間評価、最終評価等を通じて、進捗状況を確認するとともに、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価する。
- ・ アクションプランの策定やその活用方法について検討を行う。

健康日本21（第三次）推進専門委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合が増加し、これらに係る医療費の国民医療費に占める割合は、約3割となっている。また、人生100年時代を迎えようとしている中で、国民誰もが、より長く、健康に生活できることが重要であり、予防・健康づくりの取組をさらに進めていく必要がある。

厚生労働省では、平成12年より生活習慣病（NCDs）やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始し、平成25年からは、「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」として、取組を推進してきた。

令和6年度からは、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」（以下「健康日本21（第三次）」という。）を開始する予定であるが、具体的目標については、計画開始後6年（令和11年度）に中間評価を、計画開始後10年（令和15年度）に最終評価を行うこととしている。加えて、健康日本21（第三次）では、「より実効性をもつ取組の推進（Implementation）」に重点を置くこととしている。このため、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「健康日本21（第三次）推進専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 「健康日本 21（第三次）」の進捗確認や目標の在り方等に関する事項
- (2) 具体的な方策（アクションプラン）の策定やその活用方法に関する事項
- (3) その他「健康日本 21（第三次）」の推進に関する事項

3. 構成

予防・健康づくりに関する有識者から構成する。

委員及び委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第2条及び第3条に従い、地域保健健康増進栄養部会長が指名する。

4. その他

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、委員長は審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

- (2) 委員長は、必要と認めるときは、専門委員会に作業部会を置くことができる。
- (3) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、健康局健康課において総括し、及び処理する。